

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013函第15号
事故等種類	衝突（ケーソン）
発生日時	平成25年4月5日 09時55分ごろ
発生場所	北海道羅臼町羅臼港 羅臼港西防波堤灯台から真方位052° 270m付近 （概位 北緯44° 01.1′ 東経145° 12.1′）
事故等調査の経過	平成25年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十五 ^{きほう} 輝宝丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-115883（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	右舷船首及び右舷船尾外板（いずれも水面下）に破口を伴う擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、同乗者1人を乗せ、船長が、羅臼港の港口を入航して間もなく、0.25海里レンジとしていたレーダーで船首方に物標を探知し、数日前に港内で見掛けた作業船だと思い、船首を振って肉眼で船首方を確認したものの、何も発見できなかったもので、物標はかもめだったと思い、ふだんどおりに港内を右側航行するため、南島防波堤に沿って約4.5ノットの対地速力で北東進した。</p> <p>船長は、平成25年4月5日09時55分ごろ、羅臼港西防波堤灯台から真方位052° 270m付近において、船底に軽い衝撃を感じ、本船が水面下のケーソンに衝突したことに気付いた。</p> <p>船長は、浸水がないことを確認し、自力航行して羅臼港魚市場前岸壁に戻り、所属漁業協同組合に事態を連絡した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 満潮期、潮高 約85cm</p>
その他の事項	<p>ケーソンは、仮置きされており、本事故発生当時、ほぼ水面下に位置し、ケーソンの前後には先端に点滅灯が付いた高さ約1mの黄色ポールのみが、海面上に突き出た状態であった。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合は、所属組合員に対し、羅臼漁港内で工事が行われ、本事故発生場所付近にケーソンの仮置きが行われることを記載した文書をファクシミリで送信していたが、同文書には簡略な図が記載されていたものの、ケーソンの仮置き位置は明記されていなかった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、羅臼港の南島防波堤に沿って北東進中、船長が港内に仮置きされた海面下のケーソンに気付かずに航行したことから、同ケーソンに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、レーダーで船首方に物標を探知したものの、肉眼では視認できず、また、所属漁業協同組合から送信された文書にはケーソンの仮置き位置が明記されていなかったことから、船首方のケーソンに気付かなかつたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、羅臼港の南島防波堤に沿って北東進中、船長が港内に仮置きされた海面下のケーソンに気付かずに航行したため、同ケーソンに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長が所属する漁業協同組合は、本事故後、仮置きされたケーソンの周囲をオイルフェンスで囲い、また、高さ約2mの旗竿を立て、昼間の視認を容易にする措置を採った。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港内の障害物を周知する際は、障害物の位置を明記し、障害物については、昼夜共に容易に確認できる措置を講じること。